

中小企業様対象の 補助金制度のご紹介



ものづくり補助金

2次締め切り(5月20日(水))

特別枠追加版

(P13・18・19・44修正・追加)

ビジネスモデル構築型追加(P46)

2020年4月28日

野本中小企業診断士事務所

目次

1. 中小企業とは？
2. 補助金とは？
3. 令和2年度(令和元年補正予算含)中小企業支援のための予算
4. ものづくり補助金
5. その他の補助金
6. 弊社支援内容
7. 質疑応答

1. 中小企業・小規模事業者とは？

補助対象者: 中小企業者(以下の資本金または従業員数に適合)

業種	資本金(以下)	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

小規模事業者業種	従業員数(以下)
製造業その他	20人
商業・サービス業	5人

(参考)税法上の中小企業

資本金 1億円以下

2. 補助金とは？

- 補助金とは、国や都道府県、市町村などの地方自治体が民間企業のために支出する支援金（税金より支出）。
- **事業所のある自治体に申請（内容、申請書も異なるので要注意）。**
- 返済義務はありません（今年度より業績により返済可能性あり）。
- **毎年予算が決まっており、内容によって精査されます（例：ものづくり補助金の採択率は40%前後⇒次スライド参照）。**
- **事業計画等を提出するなど、補助金を使った投資等がどのように企業業績や業界、社会に影響するかを訴える必要があります。**

2. 補助金とは？

- 経済産業省関係が補助金、厚生労働省関係が助成金と呼ばれる場合がありますが、助成金は資格要件を満たせば受けられることが補助金とは大きく異なります。
- 申請→採択→**投資(自社のお金で)**→投資を証明する書類の提出
→補助金入金

ものづくり補助金の採択率推移

年度	予算額	公募期間		申請数	採択数	採択率
H24年度補正	1,007億円	1次募集	3/15～4/15	12,045	4,904	40.7%
		2次募集	6/10～7/10	11,926	5,612	47.1%
H25年度補正	1,400億円	1次募集	2/7～5/14	22,415	9,613	42.9%
		2次募集	7/10～8/11	14,502	4,818	33.2%
H26年度補正	1,020億円	1次募集	2/13～5/8	17,128	7,253	42.3%
		2次募集	6/25～8/5	13,350	5,881	44.0%
H27年度補正	1,007億円	1次募集	2/5～4/13	24,011	7,729	32.2%
		2次募集	7/8～8/24	2,618	219	8.4%
H28年度補正	800億円	1次のみ	11/14～1/17	15,547	6,157	39.6%
H29年度補正	1,007億円	1次募集	2/28～4/27	17,275	9,518	55.2%
		2次募集	8/3～9/10	6,355	2,417	38.9%
H30年補正	850億円	1次募集	2/18～5/8	14,927	7,468	50.0%
		2次募集	8/19～9/20	5,876	2,063	35.1%

3. 令和2年中小企業支援予算

- 令和元年12月に閣議決定した補正予算案は以下の経済産業省のウェブサイトで見ることができます。詳しくによって3種類ありますので、好きな資料をご覧ください。
- https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/hosei/
- 右図は補正予算のポイントですが、次スライドからは中小企業に大きく関係する部分をご説明していきます。

経済産業省関係令和元年度補正予算案のポイント (合計9,135億円)	
I. 災害からの復旧・復興と安全安心の確保	
1. 廃炉・汚染水対策の徹底【169億円】	・福島第一原発の燃料デブリの取り出し開始等に向けて、遠隔操作ロボットの研究開発等を支援。
2. 被災中小企業の生業再建支援等【383億円】	・台風第19号等の一連の災害について、予備費に引き続き、生業再建支援等を切れ目なく措置。 (中小企業等グループ補助金、自治体連携型補助金、小規模事業者持続化補助金等)
3. 台風災害を踏まえた防災減災、国土強靱化の推進【329億円】	・国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を確保するための施策を推進。 (自家発電設備や電動車・充電設備の導入、住民拠点SSの整備、ゼロエネルギーハウスの推進等)
II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への支援	
1. 中小企業の生産性向上【3,660億円】	①中小機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」(仮称)を創設。設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施。 ②よき支援拠点等の支援体制を充実するほか、生産性及び省エネ性能の高い設備更新を支援。
2. 事業承継の円滑化【64億円】	①事業承継時に経営者保証の解除を促進するため、専門家による支援を実施。 ②事業承継ネットワークによるプッシュ型支援、事業承継補助金による後継者の経営革新等の支援等を実施。
3. 海外展開企業の事業円滑化【60億円】	・TPP11、日EU、EPA、日米貿易協定等を踏まえ、地域の中堅・中小企業による海外需要の取組み活動等を支援。世界市場(グローバル)に地方の中堅・中小企業等(ローカル)が製造製品等を提供するグローバルな取組等を促進。 (情報提供・相談体制整備、新輸出大国コンソーシアムによる支援、越境ECの活用、コンテナの海外展開支援等)
4. イノベーションの担い手の輩出【75億円】	①大企業等からの人材開放も含め、スタートアップ立ち上げ活動等を支援。また、アジアの新興国企業と共創し、社会課題解決に資する新事業創出(アジアDX)を推進。 ②産総研のAIクラウドシステムを拡充。また、公設試・大学等による先端設備の導入、人材育成事業を支援
5. 資源・エネルギー供給源の一層の多角化【459億円】	・LNGプロジェクトへのリスクマネー供給、探鉱段階のコバルト鉱山への日本企業参入に向けた出資等を実施。
III. 未来への投資と今後を見据えた経済活力の維持・向上	
1. Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策【1,134億円】	①65歳以上の高齢者を対象に、サポカーや、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入を支援。 ②電動アシスト自転車や電動自転車といった多様なモビリティの認知向上のための活動支援や実証等を実施。
2. 今後の競争力の核となる基盤技術の開発【1,116億円】	①ポスト5G情報通信システムと、先端半導体製造技術の開発を、基金方式で安定的かつ効率的に推進。 ②ドローンの活用機会の増加を見据え、安全安心・低コスト・高い操縦性を備えたドローンを開発。
3. Society5.0、SDGsの実現に向けたイノベーションの推進【184億円】	①セリエイション国際共同研究拠点を整備するとともに、革新的環境イノベーションに資する事業を支援。 ②モビリティ、フィンテック・金融、建築等でデジタル技術の実装を見据えた研究開発等を実施、規制を精緻化。 ③教育のSTEAM化に必要な個別最適化された学びを提供するEdTechの導入を支援。
4. キャッシュレス・ポイント還元消費下支え等【1,502億円】	①キャッシュレス・ポイント還元事業について、切れ目なく実施できるよう、今年度内に必要な予算を措置。 ②商店街等におけるインバウンド需要の取り込みに向けた取組等を支援。

3-①補助金—ものづくり・小規模・IT導入

- 中小企業生産性革命推進事業総予算：3,600億円（同：1,100億円）
- ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金は継続。
- 基金化による複数年の予算。
- 政府内での目標達成率が厳格化。

中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 **3,600億円**

事業の内容	事業イメージ
事業目的・概要 ● 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。 ● このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。 ● 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。 ※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が3割以上引き上げられること」等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件） ※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。 成果目標 ● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。 ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上 ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上 ● 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。 ● サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。 条件（対象者、対象行為、補助率等） 国 → 運営費 交付金 → (独)中小企業 基盤整備機構 → 定額 補助 → 民間 団体等 → 補助 (1/2等) → 中小 企業等	【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用 ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金） （補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3） 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金） （補助額：～50万円、補助率：2/3） 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。 ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） （補助額：30万～450万円、補助率1/2） 中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。 【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報 生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。 【基幹業務③】相談対応・ハズオン支援 制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。 （使い勝手向上のポイント） ・通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。 ・補助金申請システム・ポータルによる電子申請受付を開始します。 ・過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

8

3－②補助金－事業承継補助金

- 平成29年度より政府が継続している補助金です。
- **事業承継のための補助金ではなく、承継後の経営改善のための補助金のため要注意。**

- 昨年より補助金上限が増えています。

- 原則枠

後継者承継支援型：
200⇒225万円

中小企業庁 財務課
03-3501-5803
中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業承継・世代交代集中支援事業

令和元年度補正予算案額 **64.0億円**

事業の内容	事業イメージ																		
事業目的・概要 ● 喫緊の課題である事業承継問題を解決するため、10年程度の事業承継の集中実施期間の中で、事業承継ニーズを掘り起こします。具体的には、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の強化を図ります。 ● また、承継後に行う設備投資等の新たな取組を支援するとともに、後継者不在の中小企業の後継者教育の型を明らかにします。 ● 後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、経営者保証解除に向けた専門家による支援・確認を行います。 成果目標 ● 平成29年度からの5年間で目標である事業承継診断件数（25～30万件）が、令和元年度中に達成見込みであるため、令和2年度からは、新たな目標診断件数（年間約16.8万件）を上げるとともに、事業承継計画策定件数や専門家派遣数も増加させ、事業承継を促進します。 ● 事業承継補助金により、約450者の承継後の経営革新等を後押しします。 ● 承継トライアル実証事業により、約60者の後継者教育の実証事業を行い、円滑な第三者承継の実現に繋がります。 条件（対象者、対象行為、補助率等） 国 委託 委託 補助（定額） 補助（2/3, 1/2） 民間事業者等 都道府県・民間団体等 民間事業者	（1）経営者保証解除に向けた専門家による支援 ● 経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の要件充足状況を確認し、必要に応じて専門家を派遣し金融機関との目線合わせを支援します。 （2）プッシュ型事業承継支援高度化事業 ● 事業承継診断で掘り起こされた事業承継ニーズに対して、各県の承継コーディネーターやブロックコーディネーターが、事業承継計画策定や専門家派遣等を実施し、事業承継を後押しします。さらに、モデル事業として、①プロフェッショナル人材拠点などを活用しながら、後継者がその右腕人材を活用しやすくなる取組や、②サプライチェーンにおける事業承継を効率的に進めるための取組などを重点的に支援します。 （3）事業承継補助金 ● M&A等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要経費を支援します。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しします。 ● さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <thead> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th style="width: 20%;">枠組</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 15%;">補助上限額</th> <th style="width: 15%;">上乗せ額 （廃業費等付する場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原則枠</td> <td>経営者交代型</td> <td>1/2</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>M&A型</td> <td>1/2</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠</td> <td>経営者交代型</td> <td>2/3</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>M&A型</td> <td>2/3</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table> （4）承継トライアル実証事業 ● 後継者不在の中小企業が、後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しします。	枠組	補助率	補助上限額	上乗せ額 （廃業費等付する場合）	原則枠	経営者交代型	1/2	225万円	M&A型	1/2	450万円	ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円	M&A型	2/3	600万円
枠組	補助率	補助上限額	上乗せ額 （廃業費等付する場合）																
原則枠	経営者交代型	1/2	225万円																
	M&A型	1/2	450万円																
ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠	経営者交代型	2/3	300万円																
	M&A型	2/3	600万円																

4. ものづくり補助金①

□ 主旨

- 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図る。

□ 政策の方向性

- ・賃金の増加
- ・雇用の増加
- ・GDPの増加⇒付加価値の増加⇒営業利益＋人件費＋減価償却費（投資）

4. ものづくり補助金②

- 公募期間
- 第2次公募:一般型のみ募集

	月日	時間	備考
公募期間	3月31日(火)	17時～	電子システムへの入力はまだできません
申請受付	4月20日(月)	17時～	電子システムへの入力開始時間
募集締切	5月20日(水)	17時	17時までに電子システムで入力終了
採択決定	6月末予定		

第3次以降の公募予定

	応募締切予定日	申請の受付
3次	令和2年8月	2次受付締切後
4次	令和2年11月	3次受付締切後
5次	令和3年2月	4次受付締切後

- 採択されなかった場合、次回以降の公募に再度応募が可能。

4. ものづくり補助金③

- **補助対象者**: 中小企業者(以下の資本金または従業員数に適合)

業種	資本金(以下)	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5000万円	100人
小売業	5000万円	50人
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5000万円	200人

小規模事業者業種	従業員数(以下)
製造業その他	20人
商業・サービス業	5人

(参考)税法上の中小企業
資本金1億円以下

- **大企業が出資**(①総株式枚数又は総額の2分の1以上を同一の大企業、②同3分の2以上を複数の大企業)、もしくは**役員**の2分の1以上を**派遣**、もしくは上記①②の条件の中小企業に所有されている場合は、「みなし大企業」となり応募できません。

4. ものづくり補助金④ * 特別枠追加

□ 補助内容: 1次は一般型のみ

タイプ		補助上限額 (下限額)	補助率
一般型	新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援 <u>(4月12日 新型コロナウイルス対策特別枠追加)→優先的に支援</u>	1,000万円 (100万円)	中小企業 2分の1 小規模 3分の2
グローバル型	海外事業(海外拠点での活動含)の拡大・強化を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引き上げ	3,000万円 (100万円)	<u>特別枠</u> <u>一律</u> <u>3分の2</u>
ビジネスモデル構築型	中小企業30社以上のビジネスモデルの構築、事業計画策定のための面的支援プログラムを補助(例: 面的デジタル化支援、デジタルキャンプ、ロボット導入FS等)	1億円 (100万円)	支援者 定額補助

4. ものづくり補助金⑤

□ 対象物

□ 単価50万円(税抜)以上の設備投資(①)＋付帯費用(②～⑧)

	項目	具体例	備考
①	機械装置・システム構築費	・機械・装置、工具・機器等の購入、製作、借用に係る費用 ・専用ソフトウェア、情報システムの購入、構築、借用に係る経費	設置場所の整備工事、基礎工事は含まず
②	技術導入費	知的財産権等の導入に係る費用	上限:対象経費の1/3
③	専門家経費	専門家に対しての費用	上限:対象経費の1/2
④	運搬費	機械・装置等の運搬料等に係る費用	
⑤	クラウドサービス利用料	クラウドサービス利用に係る費用	補助事業期間内のみ
⑥	原材料費	試作品開発のための原材料等の費用	
⑦	外注費	加工、設計、検査等を外注する費用	上限:対象経費の1/2
⑧	知的財産等関連経費	②の導入のための弁理士等への費用	上限:対象経費の $\frac{1}{3}$

4. ものづくり補助金⑥

□ 採択予定数と公募時期・採択発表・補助事業期間

(1) 採択予定数: 約3万件(3年間)

2019年実績(1次+2次) 申請数 20,803件 採択数 9,531件

(2) 公募期間・採択発表: 以下のように5次応募まで予定

	応募締切予定日	申請の受付	採択予定日
1次	令和2年3月31日	3月10日/26日	4月末
2次	令和2年5月20日	1次受付締切後	6月末
3次	令和2年8月	2次受付締切後	募集締切日の約1カ月後
4次	令和2年11月	3次受付締切後	
5次	令和3年2月	4次受付締切後	

(3) 補助事業期間

交付決定後10カ月間

4. ものづくり補助金⑦

□ 基本要件

(1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのサービスガイドライン」

付加価値の 向上 ・誰に ・何を ・どうやって	新規顧客層への展開	商圈の拡大	
	独自性・独創性の発揮	ブランド力の強化	顧客満足度の向上
	価値や品質の見える化	機能分化・連携	IT利活用
効率の向上	サービス提供プロセスの改善		IT利活用

(2)「中小ものづくり高度化法」に基づく特定12分野

デザイン	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料	材料製造プロセス	バイオ	測定計測

4. ものづくり補助金⑧

□ 申請要件

(1)以下の要件を満たす**3～5年の事業計画**を策定し、**従業員に表明**していること。

(2)交付決定日から**10カ月以内(補助事業期間)**(もしくは採択発表日から12カ月以内)に発注、納入、研修、支払い等の**全ての手続きが終了**すること

- ①事業計画期間において、**給与支給額を年率平均1.5%以上増加**
(被用者保険の適用拡大の対象となる企業が制度改革に先立ち
任意適用する場合は年率平均1%以上)
- ②事業計画期間において、**事業場内最低賃金(事業者内で最も安い賃金)を地域最低賃金+30円以上**の水準にする
- ③事業計画期間において、**事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加**(付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費)

4. ものづくり補助金⑨ ＊ 特別枠追加

□ 申請要件

(3) 特別枠の要件

- ・補助対象経費の**6分の1以上**が、以下の要件に合致する投資である。

① サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと（例：部品が調達困難になったため部品を内製化、出荷先の営業停止に伴って新規顧客を開拓等）

② 非対面ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービスを提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR、オンラインによるサービス提供等）

③ テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

（例：WEB会議システム等を含むシンククライアントシステムの導入等）¹⁸

4. ものづくり補助金⑩ * 特別枠追加

□ 申請要件

(3) 特別枠の要件

- ・補助事業実施年は新型コロナウイルスの影響を受けることを想定して付加価値及び賃上げの目標を据え置き、翌年度から3～5年の間に目標値を達成する計画をすることが可能。

(4) 特別枠に関する追加情報

- ・災害加点項目変更(P19)
- ・審査項目(政策面)追加(P32)
- ・特別枠の要件を満たす申請は特別枠で不採択の場合、通常枠で加点の上再審査されます。よって特別枠要件を満たす場合は、まず特別枠で申請！
- ・1次締切りで不採択だった場合でも、2次締切りで特別枠への申請可能
- ・1次締切りで採択された場合、辞退すれば2次締切りで特別枠に申請可能

4. ものづくり補助金⑪

□ 加点要件(今年から複数の加点が可能:最大6項目)

- (1) 成長性加点: 有効な期間の経営革新計画の承認を取得
- (2) 政策加点: 小規模事業者又は創業・第二創業間もない企業(5年以内)
- (3) 災害加点:

① 新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者(特別枠)

又は

令和元年度房総半島台風(台風15号)等及び令和元年東日本台風(台風19号)の被害事業者(激甚災害指定地域に所在する者)

② 有効な期間の事業継続力強化計画の認定(申請中含む)を取得

4. ものづくり補助金⑫

□ 加点点要件

(4) 賃上げ加点点:

- ①事業計画期間において給与支給総額を年率平均**2%以上**増加させ、かつ、**事業場内最低賃金を地域最低賃金＋60円以上**の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
又は事業計画期間において給与支給総額を年率平均**3%以上**増加させ、かつ、**事業場内最低賃金を地域最低賃金＋90円以上**の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
- ②被用者保険の適用拡大の対象となる企業で制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合

4. ものづくり補助金⑬

□ 経営革新計画(都道府県によって申請先が異なります)

- (1) 中小企業が「新事業活動」に取り組み、「**経営の相当程度の向上**」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。
計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、国や都道府県に計画が承認されると様々な**支援策の対象**となります。

(2) 経営の相当程度の向上と様々な支援策

計画期間	条件① 「付加価値額」又は 「一人当たりの付加 価値額」の伸び率	条件② 経常利益の 伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

- 日本政策金融公庫による低利融資制度 – 新事業活動促進資金・新事業育成資金 –
- 中小企業信用保険法の特例 – 普通保証等の別枠設定等 –
- 海外展開事業者への支援制度 – 現地子会社の資金調達等 –
- 中小企業投資育成株式会社法の特例 (投資の特例)
- 特許関係料金 (審査請求料、特許料) 減免制度 など



4. ものづくり補助金⑭

□ 事業継続力強化計画

□ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(1) 中小企業が策定した**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定**する制度です。認定を受けた中小企業は、**税制優遇や金融支援、補助金の加点**などの支援策が受けられます。

(2) 記載項目と支援策

- 事業継続力強化に取り組む**目的の明確化**。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- 補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- 中小企業庁HPでの認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



4. ものづくり補助金⑮

□ 減点要件

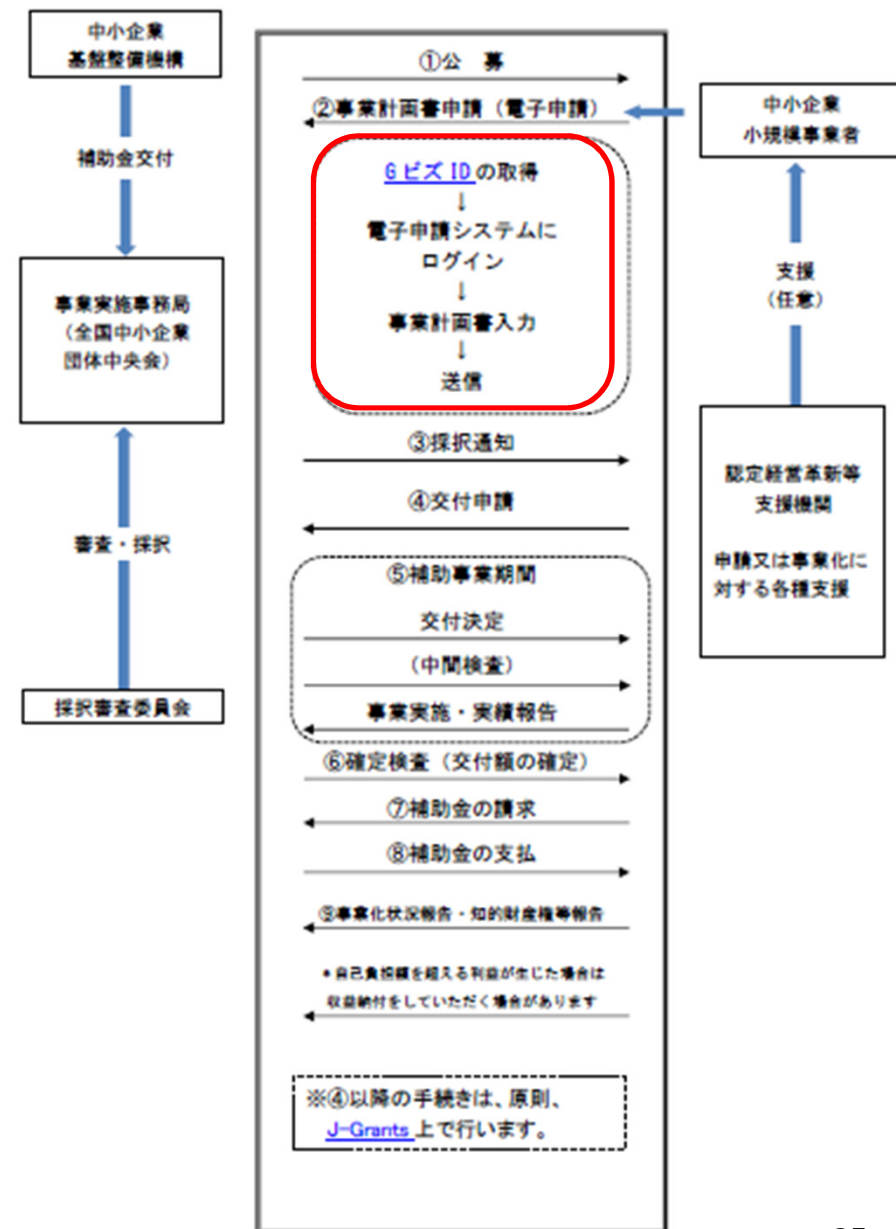
- (1) 申請時点において、**過去3年間に、類似の補助金**(平成28年度～令和元年度ものづくり補助金)の交付を受けた場合、交付回数に応じて減点

□ 実効性担保(補助金返金の条件——一部、もしくは全額)

- (1) 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明していなかったことが交付後に発覚した場合
- (2) 事業計画終了時に、**給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合**。ただし、付加価値額が目標通りに伸びなかった場合など救済処置あり。
- (3) 事業計画の每期終了時点において、**事業場内最低賃金の増加目標が達成できていない場合**。ただし、付加価値が目標に達成しない場合や天災などの場合は救済処置あり。

4. ものづくり補助金①⑥

□ 全体の流れ



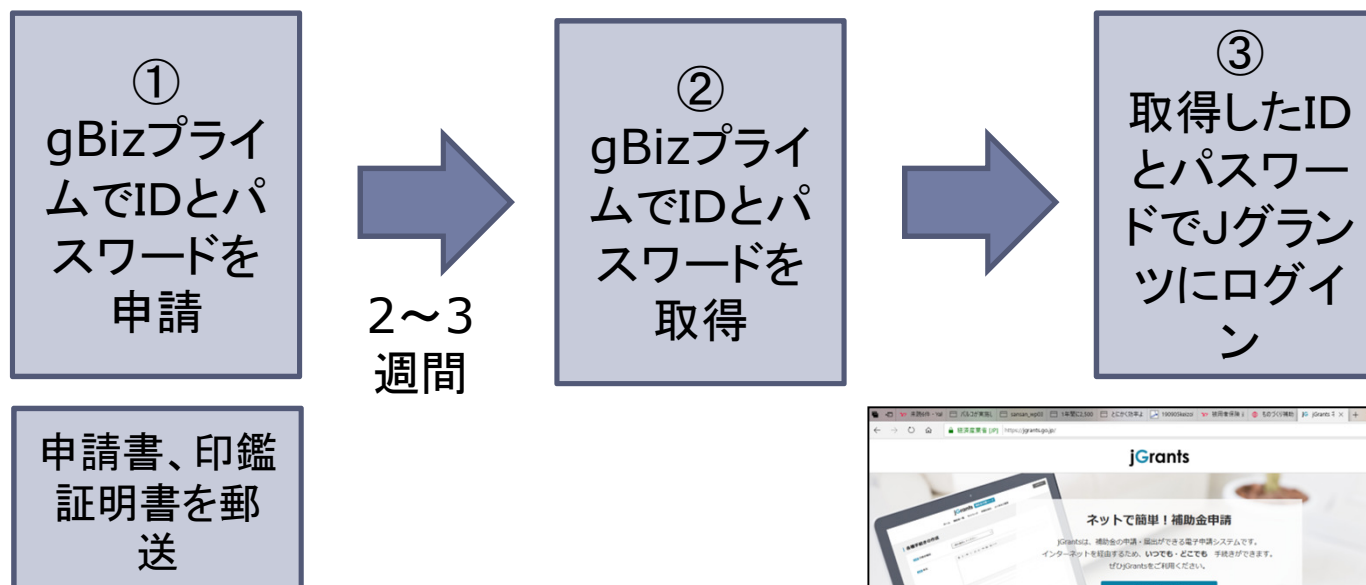
4. ものづくり補助金①⑦

	スケジュール(予定)
	①Jグランツにて事業計画申請(事前にgBizプライムでID、PWを取得)
	②申請書の作成
～5月20日	③申請(電子システムへ入力)→締め切り日までに
6月末	④採択決定⇒連絡⇒見積もり、納入スケジュール決定
	⑤交付申請
7月末	⑥交付決定⇒連絡
	⑦機械等正式発注
	⑧機械等納入、検収⇒稼働開始
	⑨機械等代金支払い
2021年5月末	⑩実績報告①
	⑪確認検査⇒交付金の決定
6月末	⑫補助金請求⇒支払い
	⑬実績報告②～⑥(今後5年間)



4. ものづくり補助金⑱

- 申請方法
- Jグランツ: 経済産業省が作成した補助金電子申請システム
- <https://jgrants.go.jp/>
- 申請の流れ



- <https://gbiz-id.go.jp/top/>



4. ものづくり補助金①⑨

□ 申請書類

ファイル番号	提出書類	備考
No.1	①事業計画書 その1:補助事業の具体的取組内容	自由形式 A4 10ページ以内
	②事業計画書 その2:将来の展望	ページ目安: その1:5-6 その2:2-3 その3:2
	③事業計画書 その3:事業計画における付加価値等の算出根拠(右見本の赤枠内)	

(4) 具体的内容

その1:補助事業の具体的取組内容

- ① 本事業の目的・手段について、今までの自社での取組の経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械装置等を取組まなければならない必要性を示してください。また、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にし、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください(必要に応じて図表や写真等を用い具体的にかつ詳細に記載してください)。事業期間内に投資する機械装置等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要となります。
- ② 応募申請する事業分野(「試作品開発・生産プロセス改善」又は「サービス開発・新提供方式導入」)に応じて、事業計画と「[中小企業の特産品のづくり基盤技術の高度化に関する指針](#)」「[中小サービス事業の生産性向上のためのガイドライン](#)」との関連性を説明してください。
- ③ 本事業を行うことによって、どのように他業と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に説明してください。

その2:将来の展望(事業化に向けて想定している市場及び期待される効果)

- ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格性・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。
- ② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。
- ③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的にかつ詳細に記載してください。

(補助事業と関連するクラウドファンディングの活用実績)

※プロジェクトを掲載したURL ([一般社団法人日本クラウドファンディング協会](#)会員等が提供するクラウドファンディングサービス等)に記載してください。

その3:会社全体の事業計画

	基準年度 【年 月 期】 ※	1年後 (補助事業実施 後年度末) 【年 月 期】	2年後 【年 月 期】	3年後 【年 月 期】	4年後 【年 月 期】	5年後 【年 月 期】
① 売上高						
② 営業利益						
③ 営業外費用						
経常利益(②-③)						
④ 人件費						
⑤ 減価償却費						
付加価値額(②-④-⑤)						
伸び率(%)						
⑥ 設備投資額						
⑦ 給与支給総額						
伸び率(%)						

- ① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等の算出については、算出根拠を明記してください。
- ② 本事業計画(表)で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において伸び率の達成状況の確認を行います。

※基準年度には、決算日が申請の締切日以後6ヶ月以内の場合は、締切日の属する決算期1年間の「見込み」の数値、

決算日が申請の締切日以前6ヶ月以内の場合は、締切日の属する決算期1年間の「実績」の数値を入力ください。

※見込みの数値を入れた場合は、フォローアップ時に、実績の数値に置き換えて、付加価値額や給与支給総額等の伸び率の達成状況を確認します。

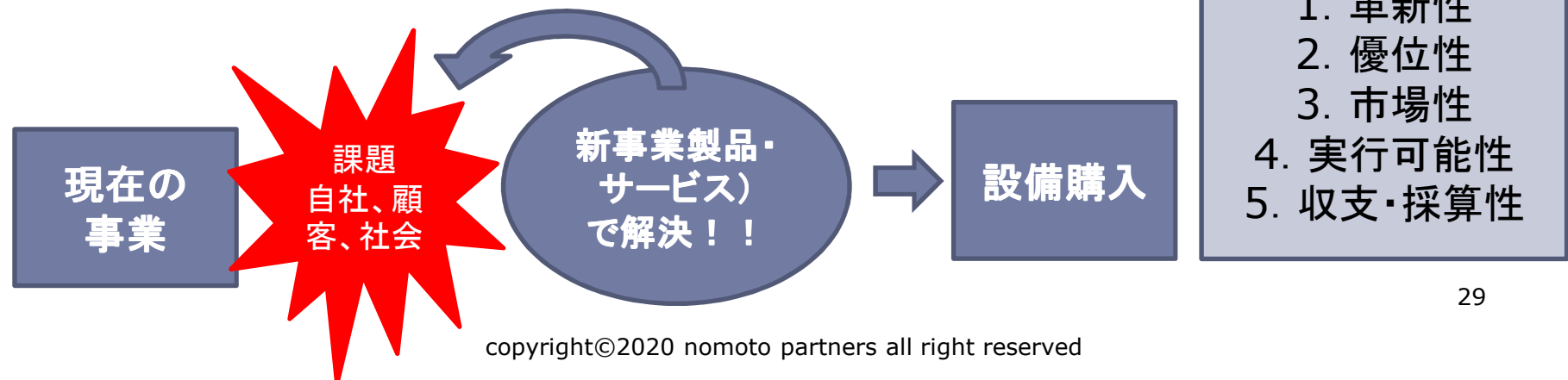
4. ものづくり補助金②⑩

□ 「事業計画書 その1・その2」作成時のポイント

1. 補助金事業の目的に合わせる

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図る。

2. 新しい事業として成立させるための要素を入れる



2. ものづくり補助金②①

- 対象外となる事業計画(注意が必要な物のみ)
 1. 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
 2. 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
 3. テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国(独立行政法人含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業

- 対事業における留意点(認められない場合)
 1. 複数の企業から同一、極めて類似の応募申請があった場合(採択されない可能性あり)

4. ものづくり補助金②②

3. 審査項目を必ず入れる

(1) 技術面

①-新製品・新技術・新サービスの**革新的な開発**となっているか？

つまり⇒「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」や「特定ものづくり技術分野-12分野-の高度化」に沿った取り組みであるか？

②-(1)**開発における課題**が明確になっているか？

②-(2)新事業の**目標に対する達成度の考え方**を明確に設定しているか？

③-(1)課題の**解決方法**が**明確、妥当**か？

③-(2)課題の**解決方法**に**優位性**があるか？

④-新事業実施のための**技術力**はあるか？

4. ものづくり補助金②③

(2)事業化面

- ①-(1)最近の体制(人材、事務処理能力等)や財務状況は新事業を適切に支援できるか？
- ①-(2)金融機関からの十分な資金調達が見込まれるか？
- ②-(1)市場のニーズが考慮されているか？クラウドファンディングなどで検証しているか？
- ②-(2)新事業のユーザー、マーケット、市場規模は明確か？
- ③-(1)新事業が価格的・性能的に優位性を有しているか？
- ③-(2)さらに収益性を有しているか？
- ③-(3)事業化の遂行方法は妥当か？
- ③-(4)事業化のスケジュールは妥当か？
- ④-付加価値額、経常利益目標の達成のための費用対効果は充分か？

4. ものづくり補助金②④

(3) 政策面

- ①**地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できるか？**
- ②**ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか？**
- ③**バイオマス素材を用いた資源循環型プラスチック製品の開発等、環境に配慮した持続可能な事業計画となっているか？**
- ④**新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えてV字回復を達成するために有効な投資内容となっているか(特別枠のみ)？**

4. ものづくり補助金②⑤

4. その他の申請書作成時のポイント

- ①分かり易く記載する: 単語、表現等一審査委員は業界の素人
- ②図表や写真を多く使う
- ③可能な限り実名入りで(競合、顧客、社員)

4. ものづくり補助金②⑥

□ 「事業計画書 その3」作成時のポイント

①付加価値計算時に計算間違えに注意！

a) **基準年の直近期末**からの伸び率を計算する(前年比ではない)

b) 3年間で9%アップならOK(毎年3%アップでなくてOK)

c) **四捨五入の9%はダメ**

②図表に下に**数字の根拠**を入れる！！

	基準年度 [年 月 期] ※	1年後 (補助金事業実施年度末) [年 月 期]	2年後 [年 月 期]	3年後 [年 月 期]	4年後 [年 月 期]	5年後 [年 月 期]
① 売上高						
② 営業利益						
③ 営業外費用						
経常利益(②-③)						
④ 人件費						
⑤ 減価償却費						
付加価値額(②+④+⑤)						
伸び率(%)						
⑥ 設備投資額						
⑦ 支払総額						
伸び率(%)						

4. ものづくり補助金②⑦

□ 申請書記載例

□ その1:目安:5 - 6ページ

* 具体的な取り組み内容

(1) 当社の概要

- ① 当社の沿革
- ② 当社の現状(事業、組織)
- ③ 当社の特徴、強み
- ④ 当社の課題

(2) 新事業の取り組み

- ① 計画した背景
 - (a) 顧客・社会ニーズ & 課題
 - (b) 特定ものづくり技術との関連
- ② 新事業の概要

- ③ 設備の内容: 具体的に
- ④ 新事業開始時の課題
技術、コスト、納期
- ⑤ 課題を解決する方法
当社の強み(ノウハウ等)
競合への優位性
- ⑥ 新事業実現のための技術的能力
- ⑦ 新事業の成功時の目標
具体的な数字で
- ⑧ 実施スケジュール

4. ものづくり補助金②⑧

□ 申請書記載例

□ その2:目安:2-3ページ

* 将来の展望(成果の内容、期待効果)

(1)新事業を開始後の全社の体制

- ①社内体制—製造部門以外の
事務処理能力なども
- ②社外体制(もしあれば)
- ③財務状況(資金調達含めて)

(2)市場ニーズと新事業について

- ①市場状況
- ②ニーズ、ユーザーの規模
- ③CF等の活用による市場性チェック

(3)新事業の優位性、収益性

- ①価格的、性能的優位性

②事業の収益性

(4)事業化から5年後までのスケジュール

- ①具体的な事業化スケジュール
- ②事業化後のスケジュール

(5)費用対効果の証明

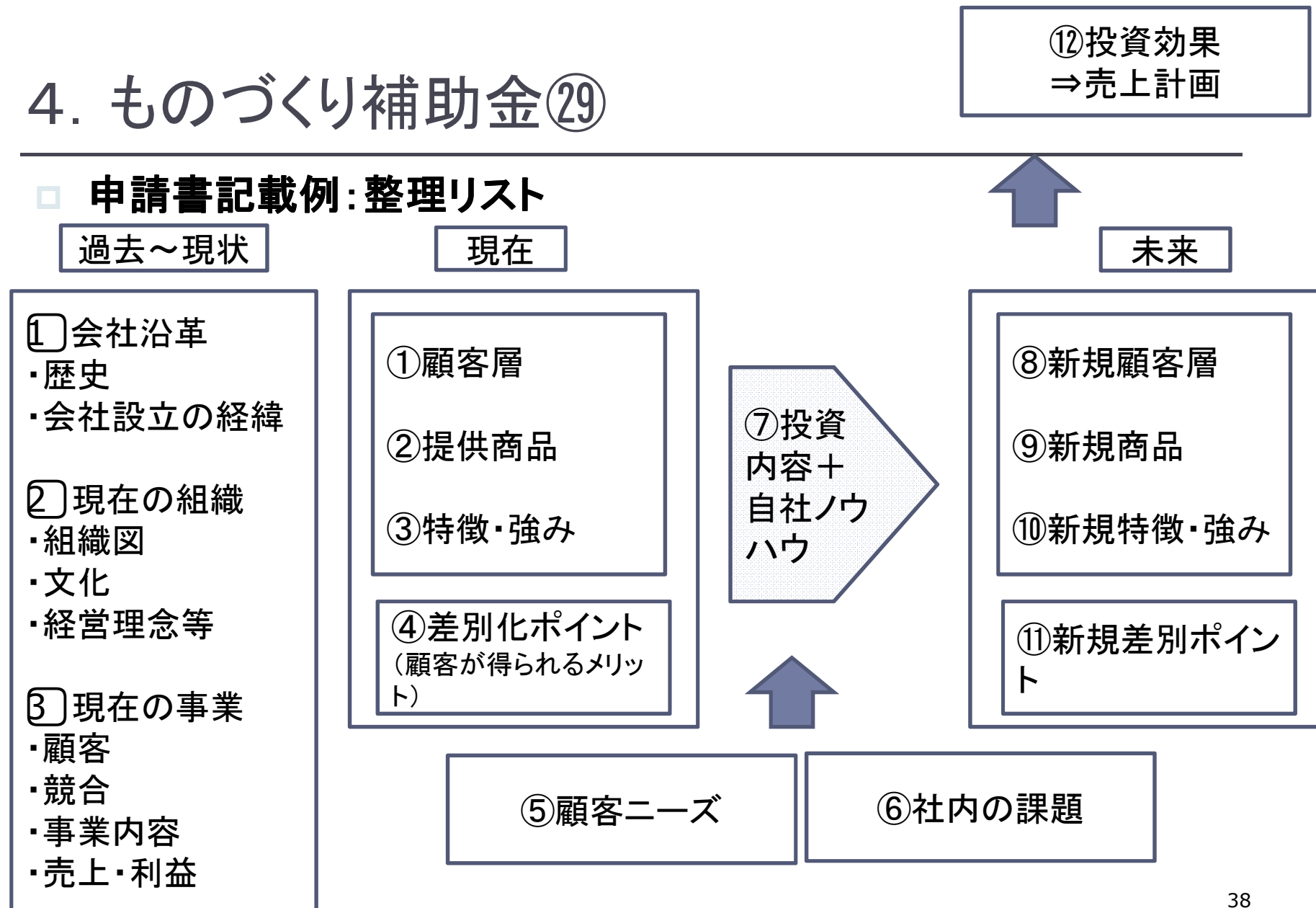
- ①売上、利益(付加価値、経常利益)向上の根拠

(6)地域への貢献等

- ①他企業の見本となりうる点
- ②地域経済への貢献
- ③グローバル市場への可能性
- ④環境への配慮、持続可能性

4. ものづくり補助金②⑨

□ 申請書記載例：整理リスト



4. ものづくり補助金③

□ 添付書類

- (1)賃金引上げ計画の表明書(様式1): 以下見本参照
- (2)2期分決算書(BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記表)
- (3)加点項目があればその証明書

様式1	様式1
【従業員がいる場合】 従業員への賃金引上げ計画の表明書 1 株式会社〇〇は、従業員において、事業所外給付金が前年度の増加分に相当する(〇〇円)を上げていることを宣言します。 ・従業員(当年度以降)の事業所外給付金 〇〇円 2 株式会社〇〇は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日の事業所外給付金において、前年度給付金を前年度比1.5%以上(注)増加分とするとともに、事業所外給付金を前年度比1.5%以上増加分に増加分に相当する(〇〇円)を上げていることを宣言いたします。 (注) 前年度給付金の増加分は、前年度給付金の増加分に相当する(〇〇円)を上げていることを宣言いたします。 ・前年度給付金(前年度)の前年度給付金 〇〇円 ・事業所外給付金(前年度)の前年度給付金 〇〇円 (〇%増) 令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 上記の内容について、前年度給付金は、令和〇年〇月〇日に、〇〇円という割合によって、改善より改善を受けました。 令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 従業員代表 〇〇 〇〇 〇〇 前年度は従業員代表 〇〇 〇〇 〇〇 事業所外給付金で前年度給付金 〇〇 〇〇 〇〇	【従業員がいない場合】 賃金引上げ計画の表明書 1 〇〇は、従業員において、事業所外給付金が前年度の増加分に相当する(〇〇円)を上げていることを宣言します。 ・従業員(当年度以降)の事業所外給付金 〇〇円 2 〇〇は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日の事業所外給付金において、前年度給付金を前年度比1.5%以上増加分とするとともに、事業所外給付金を前年度比1.5%以上増加分に増加分に相当する(〇〇円)を上げていることを宣言いたします。 ・前年度給付金(前年度)の前年度給付金 〇〇円 ・事業所外給付金(前年度)の前年度給付金 〇〇円 (〇%増) 2 今後、事業所外給付金において従業員を雇用する場合は、上記2について、従業員に適用します。 令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇

4. ものづくり補助金③①

- その他ポイント

- 過去の成功事例を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例

<https://www.tokyochuokai.or.jp/flash/1542-2017-12-15-07-53-42.html>

- 過去の採択された案件の事業計画名一覧を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例。

<https://www.tokyochuokai.or.jp/sienseido/jyoseijigyou/monozukurihojyokin.html>

4. ものづくり補助金③②

□ その他注意点-1

1. 応募申請時点で補助事業の実施場所(工場、店舗等)が必要です(建物が建築予定、建築中は不可)。
2. 設備投資以外の費用に関しては制限があります(機械装置・システム構築費以外は最大で500万円)。
3. 交付決定日前、事業期間終了後の発注、購入、納品、支払いは対象外です。
4. 実施期間内の販売を目的とした製品等の製造費用は対象外です。
5. 事業に掛る自社の人件費(ソフトウェア開発等)は対象外です。
6. 支払いは銀行振り込みのみです。

4. ものづくり補助金③③

□ その他注意点-2

1. 単価**50万円以上**の設備投資に関しては、**金額の妥当性を証明する必要があります**。相見積もりや随意契約をした理由書が必要です。
2. 消費税は補助金算定時には入れないでください。
3. 交付後に事業の変更、中止は事務局の許可が必要です。
4. 事業終了後30日以内もしくは事業期間終了後に報告書の提出が必要です。
5. その後5年間の報告書の提出が必要です。
6. その5年間に補助金で投資した設備を処分する場合は事務局の許可が必要です。

4. ものづくり補助金③④—FQA

□ 中古設備は対象になりますか？

- ・中古品は基準となる価格の決定が難しいため基本対象外です。
ただし、3社以上から相見積もりが取れる場合は可となります。

□ リース契約は対象になりますか？

- ・対象ではありますが、補助金が出るのが対象となる期間のみになります。

□ 設備を外注先に導入して生産を委託する場合は対象になりますか？

- ・自社の生産が必要なので対象になりません。その外注先に申請してもらうことは可能です。

□ 税務上の処理はどうしたら良いですか？

- ・圧縮処理が使えますが、タイミング等について税理士ご相談ください。

4. ものづくり補助金③⑤ーまとめ(1) *** 特別枠追加**

□ 概要

項目	内容
補助金額・補助率	100～1000万円 1/2(中規模), 2/3(小規模) <u>特別枠:一律2/3</u>
要件 (3～5年事業 計画作成)	①給与支給総額:年平均1.5%以上アップ ②事業所内最低賃金:地域最低賃金+30円以上 ③付加価値:年平均3%以上アップ <u>* 特別枠:事業実施年度(初年度)は上記3点のアップは不要</u>
補助経費	①機械装置・システム構築費 ②その他付随費用
加点項目 (複数項目可)	①経営革新計画、②小規模/創業5年以内 ③-1事業継続力強化計画、③-2新型コロナ・台風15・19号 ④-1給与総額+最低賃金、④-2被用者保険適用拡大任意適用
受付締切	②5月20日 ③8月、④11月、⑤令和3年2月

4. ものづくり補助金③⑥ーまとめ(2)

□ 採択のためのポイント

①政府の期待(主旨、政策方針)に沿える計画になっている

②明確なストーリー:新製品、新サービス導入のための設備投資



1. 革新性
2. 優位性
3. 市場性
4. 実行可能性
5. 収支・採算性

③加点項目がある:経営革新計画等

④減点項目がない

* ビジネスモデル構築型追加

4. ものづくり補助金③7ービジネスモデル構築型

- 申請方法は、一般型と同じく、jGrantsからの電子申請になります。

項目	内容等
目的	革新的な事業計画策定のための支援プログラムに対する支援
補助上限/補助率	1億円(下限100万円)/定額(10/10)
補助期間	交付決定日から10カ月以内
補助要件	(1)中小企業30者以上に対して、以下の要件を満たす3-5年の事業計画策定支援プログラムを開発・提供する。 ①付加価値額+3%以上、②給与+1.5%以上、最低賃金:地域最低賃金+30円 (2)補助事業終了後1年で、支援先80%以上が事業計画実行
補助対象者	中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人
対象経費	人件費、機械装置・システム構築費、旅費、謝金、外注費等11項目
スケジュール	公募開始:4月28日(火)17時/締切:5月29日(金)17時 採択結果:6月末~7月上旬

5. その他補助金①

- 小規模事業持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)
- 上限額:50万円 補助率:2/3
- ①一般型
(②ビジネスコミュニティ型(セミナー等で支援をする若手、女性経営者))
- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取り組みを支援
- 対象経費:機械装置費、広告費、展示会等出展費、旅費、開発費、資材購入費、雑役務費、借料、専門家謝礼、専門家旅費、委託費、外注費
- 受付締切:②6月5日、③10月2日、④令和3年2月5日
⑤6月、⑥10月、⑦令和4年2月、⑧6月、⑨10月、⑩令和5年2月
- 加点項目:①コロナ、②経営力向上計画、③事業承継、④給与1.5%増加、⑤最賃+30円
- 採択予定件数は年間3.3 万件⇒実績からみると採択率90%？

5. その他補助金②

- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
- 上下限: **30～450万円** 補助率: **1/2**
 - A類型(2つ以上のプロセス): 30～150万円**
 - B類型(5つ以上のプロセス): 150～450万円**
- バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得に繋がるITツールが対象
- 労働生産性が1年目3%以上、3年目で9%以上向上する計画の作成が必要
- 補助金ホームページに登録、公開されているITツールが対象
- ハードは対象外
- 登録されたIT導入支援事業者(ITベンダー)が申請支援をする
- 通年公募の予定
- **1次公募(臨時対応): 3月31日締切: A類型のみ**
- **→ 前回の申請要項に依る**

6. 弊社支援内容①

□ 支援内容

①事業計画申請書作成

②採択決定後の支援

例:①交付申請用書類作成から補助金支払いまで

②交付申請用書類作成から5年間の実績報告書類作成まで

*** 採択後は各都道府県事務局から担当者が付き、書類作成方法を指導してくれます。**

*** 事務局との対応は全て事業者様になります(規則により)。**

③経営革新計画等の作成及び申請支援

6. 弊社支援内容②

□ 支援スケジュール

- ①資料の説明及び支援の決定
- ②インタビュー第1回目(約2時間)
- ③インタビュー第2回目(約1時間)
- ④計画書作成
- ⑤御社での電子申請支援

6. 弊社支援内容③

□ インタビューの流れ

以下の流れでインタビューさせていただきます。

- ①御社の成り立ち
- ②御社を取り巻く環境—競合の状態を含む
- ③御社の現状(事業、財務、組織)
- ④御社の事業内容と強み、弱み
- ⑤御社の事業の方向性
- ⑥今回の新事業のための設備投資等の内容とその効果
- ⑦御社の将来の計画(最低5年間)

この流れのインタビューの中で必要な全ポイントをお聞きしていきます。

6. 弊社支援内容④

□ 事前に用意して頂きたい資料

- ①決算書2期分(BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記)
- ②履歴事項全部証明書(謄本)
- ③会社パンフレット(ウェブサイトでもOK)
- ④購入予定設備のパンフレット
- ⑤同上の見積書(相見積もりもあれば)
- ⑥組織図
- ⑦過去の補助金申請書や経営改革計画等の認定書
- ⑧その他御社の説明に必要なと思われる資料

6. 弊社支援内容⑤

- 支援の手数料
- 弊社ウェブサイトの「価格表」をご覧ください。

<https://www.nomoto-partners.com/価格表/>

7. 質疑応答

- ご不明な点があれば何でもお聞きください。



ご清聴ありがとうございました